

三戸地区環境整備事務組合告示第3号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月13日

三戸地区環境整備事務組合
管理者 工藤 祐直

記

1. 競争入札に付する工事の概要

- (1) 件名 放流管設置工事
- (2) 工事場所 南部町大字剣吉字剣吉山地内
- (3) 工期 発注者が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から
令和5年3月24日まで
- (4) 工事概要 三戸地区衛生センターの処理水を河川へ放流する管の管路変更（町道経由）
に伴う敷設工事をするものである。
管長：1,262m
管種、管径：リブ付き硬質塩化ビニル管（VUφ100、リブ付φ150）
ポリエチレン管（φ75、φ100）
- (5) 予定価格 金69,553,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (6) 最低制限価格 設定する。

2. 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たし、あらかじめ管理者の審査を受け入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 三戸地区環境整備事務組合財務規則（平成19年11月組合規則第8号）第69条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県建設業者等指名停止要領（平成18年3月制定）に基づく指名停止の措置を、条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出日において受けていないこと。
- (4) 公告の日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。
- (5) 三戸地区環境整備事務組合請負工事等の競争入札等参加資格者の資格に関する要領（平成18年6月訓令第2号）第2条及び第3条の規定に基づき、建設工事において令和4年度・

令和5年度競争入札参加資格申請を行い、資格の認定をされていること。

- (6) 組織町に本社（店）を有すること。
- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく土木一式工事（以下「土木一式工事」という。）に係る許可を受け、契約締結予定日の1年7ヶ月前の直後の営業年度終了の日以降に法の規定による経営事項審査を受けていること。
- (8) 施工に際して必要な建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する監理技術者となり得る資格等を有し、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を専任で工事現場に配置できること。
- (9) 令和4年度・令和5年度競争入札参加資格者参加資格申請書提出時又は最新の経営規模等評価結果報告書・総合評定値通知書の土木一式工事の総合評定値が800以上であること。

3. 参加申請

入札参加希望者は、あらかじめ「2. 入札参加資格」に定める資格を有することについて、次に従い、条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

(1) 受付期間

令和4年7月14日（木）から令和4年7月27日（水）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 提出場所

三戸地区環境整備事務組合 事務局（南部町保健福祉センター ぼたんの里 内）

(4) 提出書類

- ① 三戸地区環境整備事務組合条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- ② 配置予定技術者調書（様式第2号）
- ③ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(5) 提出書類及び入札時に必要な書類の入手方法

入札参加に必要な書類は、令和4年7月13日（水）から上記（3）の提出場所で配布するほか、組合ホームページ（<http://www.sannohekankyoku.jp>）からダウンロードすることが出来る。

(6) 提出方法 上記（3）へ直接持参すること。

(7) その他

- ① 申請書について、別途意見を徴収することがある。
- ② 資格の審査結果については、令和4年7月28日（木）までに申請者に対して、書面（郵送若しくはFAX）により通知する。
- ③ 審査の結果、入札参加資格を認められなかった者は、三戸地区環境整備事務組合条件付一般競争入札参加資格審査結果不服申立書（様式第5号。以下「不服申立書」という。）により令和4年8月1日（月）正午までに直接持参により申立をすることがで

きる。不服申立による回答は、令和4年8月2日（火）までに文書を郵送する。

- ④ 提出した申請書及び関係書類の虚偽の記載及びの差し替えは、原則として認めない。
- ⑤ 提出された申請書及び関係書類は、返却しない。

4. 設計図書等（設計図、特記仕様書等）

設計図書等は無償で貸与するものとし、以下のとおり配布する。

(1) 配布日時

配布期間 令和4年7月14日（木）から令和4年7月27日（水）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

配布時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 配布場所 三戸地区環境整備事務組合 事務局

(3) 配布方法 CD-Rに格納し配布する。

※貸与したCD-Rは、令和4年8月5日（金）までに配布場所へ返却するか、入札場所へ持参すること。

5. 質疑応答

設計図書等に関し質疑がある場合は、質疑回答書を持参又はFAXで提出すること。

(1) 提出場所 三戸地区環境整備事務組合 事務局（FAX0179-23-0567）

(2) 受付期間 令和4年7月14日（木）から令和4年7月28日（木）正午まで

(3) 質疑については、令和4年7月29日（金）までに入札参加者全員にFAXにて回答する。

6. 現場説明 なし

7. 入札執行日時等

(1) 日時 令和4年8月5日（金）午前11時から

受付時間 午前10時から10時30分まで

※入札に先立ち、入札参加に必要な関係書類の確認を行います。

(2) 場所 南部町保健福祉センターぼたんの里 2階 会議室

8. 入札執行回数 原則として1回を限度とする。

9. 入札の執行

(1) 入札者は、条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書を提示しなければならない。

(2) 入札者が代理であるときは、その代理権を有することを証明するに足りる書面を提出しなければならない。

10. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除とする。

(2) 契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。但し、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

- ① 保険会社との間に組合を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
- ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

11. 入札条件

- (1) 三戸地区環境整備事務組合財務規則及び下記入札条件を遵守のうえ入札を行うこと。
なお、入札に際しては、入札書の提出に先立ち、別紙誓約書を提出すること。
- (2) 入札書の提出に先立ち、入札金額の根拠となった工事費等を記載した工事費内訳書(以下「内訳書」という。)を提出すること。内訳書の日付は入札日を記入すること。
- (3) 内訳書の記載内容に関して疑義がある場合は、提出者に質問することがある。
- (4) 内訳書を提出しなかった者及び無効な内訳書を提出した者の入札は、無効とする。
- (5) 内訳書は、指定の様式に記載し指定の表紙を付けて提出すること。

12. 入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の余白に備考として次のように記載すること。
「入札額はこの入札書に記載した当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)である。」

13. 入札の辞退

入札を辞退する場合は、三戸地区環境整備事務組合に事前に電話連絡を行うとともに、入札辞退届を提出すること。

14. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 入札の心得及び入札に関する条例等に違反した入札
- (3) 入札参加資格が確認された者であって、確認の後、入札時点までに指名停止を受けた者の行った入札
- (4) 虚偽の申請を行った者の行った入札
- (5) 条件付一般競争入札に参加させることが、著しく不当となった者の入札
- (6) 内訳書の合計金額に違算がある又は入札書の金額と一致しない者の入札
- (7) 入札書又は内訳書若しくは封筒に記入もれ、押印もれがある者の入札
- (8) 事前公表した予定価格(税抜き)を超える金額の入札

(9) 設定した最低制限価格を下回る金額の入札

15. 契約に関する事項

- (1) 本工事は、落札決定の日から7日以内に仮契約とし、議会議決後に本契約とする。三戸地区環境整備事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和56年条例第4号）第2条の規定により、議会の議決が必要であり、議会の議決が得られないときは請負契約を締結しない。
- (2) 本工事は議会の議決が得られなかった場合、又は当組合が仮契約を解除した場合において、落札者に損害が及んだ場合でも、当組合は当該落札者に対していかなる責任も負わないものとする。
- (3) 本工事は関連工事が不調その他の理由により契約予定日において請負契約を締結できない場合、本工事は改札日及び契約日を延長する、又は請負工事契約を締結しない場合がある。当組合が請負契約締結後に本工事は関連工事は請負契約を解除した場合は、本工事はについても請負契約の締結を行わない、又は請負契約を解除する場合がある。これらの場合において、当組合は本工事は落札者の損害について、いかなる責任も負わないものとする。なお、否決された場合は契約締結が成立しないものとし、且つ、このことにより落札者に損害が生じた場合においても、当組合は一切その賠償の責に任じないものとする。

16. その他

様式については組合で定める様式を使用する。

17. この公告に関する問い合わせ

三戸地区環境整備事務組合 事務局

〒039 - 0105 青森県三戸郡南部町大字沖田面字千刈45

T E L 0179 - 23 - 0567

F A X 0179 - 23 - 0566